

速度取締り指針

令和6年1月
下関警察署

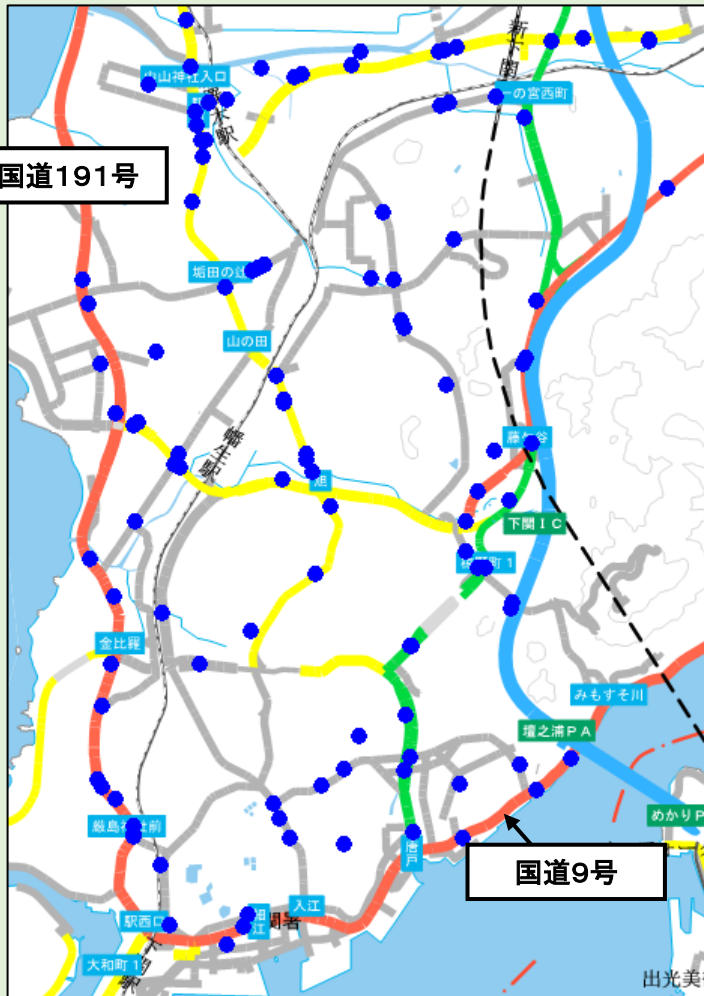
速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道9号	8:00 ~ 21:00	壇之浦地区	50km/h
国道191号	8:00 ~ 20:00	綾羅木・武久地区	60km/h
下関・川棚線	8:00 ~ 20:00	吉見地区	60km/h

- 国道191号(北バイパス)の実勢速度が高いため、時間、場所をランダムに速度取締りを強化します。
- 通学路や生活道路の実勢速度を抑制するため、可搬式オービスを活用して速度取締りを実施します。

管内における交通事故実態と分析結果（令和5年下半期）



※ ● ~ 人身事故発生場所

- 令和5年下半期に横断歩行者妨害を128件、信号無視を248件検挙しましたが、横断歩行者妨害による人身交通事故が27件(令和5年上半期比+1件)、信号無視による人身交通事故が4件(令和5年上半期比+3件)発生していることから、横断歩行者妨害や交差点関連違反の交通指導取締りを強化する必要があります。
- 走行速度を抑制していれば、未然防止できたものと認められる交通死亡事故も発生していることから、重点路線をはじめとしたランダムな時間・場所において速度取締りを実施し、県民の速度抑制意識の高揚を図る必要があります。

その他の交通指導取締り

- 重大交通事故抑止のため、国道や県道の主要幹線道路において速度取締りを強化します。
- 通学路や生活道路の安全確保のため、通行禁止違反や横断歩行者妨害の取締りを強化します。